

令和5年度社会福祉法人指導監査（特別監査）について

1 対象法人

社会福祉法人みぎわ会

（行橋市南泉三丁目1番5号）

2 実地監査実施日

令和5年6月19日、6月20日

3 指摘事項

下記「文書指摘事項」のとおり。

I 文書指摘事項

1. 「契約の締結」における理事会決議について

貴法人の定款細則第37条別表4、別表5において、理事長等の専決事項の範囲（100万円未満の契約の締結）が規定されており、範囲を越えたものについては、すべて理事会の決議が必要であるにも関わらず、下記の契約について、理事会の決議なく、理事長の専決で契約の締結（変更契約を含む）を行ったことが認められた。

①本部改修工事契約

（契約日 令和3年12月15日、契約額 8,700,000円）

追加工事 クッションフロア貼り、ブラインド取付等工事契約

（契約日 令和4年4月25日、契約額 1,025,200円）

この契約は、令和3年12月1日理事会の第3号議案（本部設立改修工事見積の件）で初めて理事会に諮られ、その際、理事より意見が出ているにもかかわらず、総合的に調整するので理事長と事務局に決定権を一任して欲しいと理事長より説明があり、決定権を一任したとの決議が存在しているが、契約額が理事長の専決事項の範囲を越えている為、決定権の一任は行えない。また、令和4年4月25日稟議書にて、法人本部の追加工事を発注しており、この追加工事についても、契約額が理事長の専決事項の範囲を越えているにも関わらず、理事会に諮られていない。加えて、この追加工事には契約書、仕様書が存在せず、工事の詳細が不明なまま支払いを行っていることが認められた。

②訪問看護ステーション移転に伴う増改築工事契約

（契約日 令和4年6月7日、当初契約額 16,234,130円

→確認された総支払額 17,650,710円）

この契約は、令和4年6月3日理事会の第6号議案（訪問看護ステーション移転に伴う住所変更及び法人への基本財産の加入、定款変更届出申請の件 添付見積額13,318,580円）で初めて理事会に諮られているが、契約に関する理事会決議が存在していない。また、この理事会以降で追加工事を行う稟議書が下記のとおり認められたが、いずれにおいても理事会に諮られていない。

A. 令和4年6月6日付け稟議書

金額を16,234,130円へ変更し、当初契約締結（面積拡充、照明・エアコン設置を追加）

B. 令和4年7月15日付け稟議書

415,580円の追加（屋外テラス、洗濯用流しを追加）

C. 令和4年10月18日付け稟議書

932,800円の追加（窓ブラインド、ロールスクリーン、外構排水溝追加）

加えて、B、Cの追加工事には契約書、仕様書が存在せず、工事の詳細が不明なまま支払いを行っていることが認められた。

さらに、②の契約は契約金額が随意契約の上限額である1000万円（貴法人経理規程第73条第1項第1号）を超えており、競争入札に付す必要がある。ただし、合理的な理由により、競争入札に付すことが適当でない場合は、貴法人の経理規程に基づき随意契約によることができるが、稟議書（起案文書）により法人として随意契約によることとした意思決定を明確にする必要がある。しかし、稟議書からは随意契約にした明確な理由が認められなかった。

③駐車場整備工事（訪問看護ステーション）

（契約日 令和4年5月13日、当初契約額 2,870,000円

→確認された総支払額 5,821,200円）

この契約は、令和4年6月3日理事会の議事録に報告連絡事項として記載があるが、議案として諮られていない為、決議が存在していない。加えて、議事録添付の資料は注文請書（令和4年5月13日付）となっており、工期が令和4年5月16日～令和4年5月31日までであることから、工事完了後に理事会に報告を行っていることが確認された。本来であれば理事長の専決範囲を超える為、理事会の議決を経たのちに工事の発注をしなければならないにも関わらず、理事長の先決で発注がおこなわれ工事が実施されている。また、この契約には仕様書が存在せず、工事の詳細が不明（請書に、駐車場整備及び理事長邸駐車場整備と記載）の上、元帳より支出総額を確認したところ、契約の相手方へ総支払額は5,821,200円であった。その為、変更契約を締結したものと推察されるが、理事会に諮られていない上、契約書及び仕様書が存在せず、工事の詳細が不明なまま支払いを行っていることが認められた。

④グループホーム拠点事務所改修（拡充）工事

（契約日 契約書が無いため不明、当初見積額 2,396,900円

→確認された総支払額 3,215,300円）

この契約は、令和4年8月8日付け稟議書に記載があるが、理事会には諮られていない。

また、この稟議書以降で追加工事を行う稟議書が下記のとおり認められたが、いずれにおいても理事会に諮られていない。

A. 令和4年8月30日付け稟議書

323,400円の追加（職員トイレ改修）

B. 令和4年9月8日付け稟議書

232,100円の追加（作業場トイレ改修）

C. 令和4年9月19日付け稟議書

262,900円の追加（配線工事、分電盤設置等一式改修）

加えて、この契約には本契約、追加工事ともに契約書及び仕様書が存在せず、工事の詳細が不明なまま支払いを行っていることが認められた。

これらの契約には、理事会決議がなく法人として意思決定されたものとは認められないため、法人としてこれらの契約が適当であったのか検証を行い、適当とは認められない部分があれば法人が受けた損害を回復するよう手続きを行うとともに、理事長が決裁を行う際は、専決事項の範囲を越えて決裁をしないよう、早急に対策を講じること。

さらに、②の契約のような1000万円以上の契約を行う際は、経理規定に則って対応するとともに、本契約について、随意契約にした明確な理由を改善報告書にて明らかにすること。

2. 理事長の専決による利益相反取引（自己取引）について

下記の理事長所有の不動産の賃貸借契約について、理事会の決議なく理事長の専決で、賃料を増額し、契約締結を行っていたことが認められた。

①グループホーム拠点 敷地及び通行用道路

（前回契約日 平成19年11月16日 賃料0円（50年間）

→変更契約日 令和4年11月1日 賃料120,000円/月へ変更）

②法人本部 建物

（当初契約日 令和3年12月1日 賃料75,000円/月（2年間 自動更新）

→変更契約日 令和4年11月1日 賃料99,000円/月へ変更）

③訪問看護ステーション 土地及び駐車場

（当初契約日 令和4年10月17日 賃料0円（10年間）

→変更契約日 令和4年11月1日 賃料150,000円/月（30年間））

①の契約は、現理事長就任（令和3年6月17日）以前からの長期間の無償賃貸借契約であり、グループホーム拠点の敷地には、賃料無償での地上権設定（平成31年1月10日から50年間）も行われているにも関わらず、理事会の決議なく理事長の専決で有償の賃貸借契約に増額変更（賃料120,000円/月）を行っている。

②の契約は、令和3年8月4日理事会で法人本部の立ち上げが決まったため、以前からグループホームとして賃貸借契約を締結していた物件について、法人資金でリフォームを行い、リフォーム前と同様の金額で賃貸借契約を締結（賃料75,000円/月）。その後、理事会の決議なく理事長の専決で増額変更（賃料99,000円/月）を行っている。

③の契約は、現理事長就任後、訪問看護ステーションを理事長宅敷地内へ移転することを理事会の決議なく理事長の専決で決定している。その駐車場用地として、法人資金で駐車場整備を行い、無償の賃貸借契約（10年間）を締結。その後、理事会の決議なく理事長の専決で有償の賃貸借契約に増額変更（150,000円/月（30年間））を行っている。

また、②の契約については、本来の賃料は132,000円/月のところ、法人資金でリフォームを行ったことを鑑みて99,000円/月で契約する。③の契約については、本来の賃料は180,000円/月のところ、法人資金で駐車場工事を行ったことを鑑みて150,000円/月で契約する。との内容の覚書（令和4年12月9日付け）が確認された。

法人の代表者である理事長が法人と賃貸借契約を締結することは、利益相反取引（自己取引）に当たるものであり、法人の利益を犠牲にして自己の利益を図るおそれがあることから、重要な事実を開示して理事会の承認を受けなければならないこと、取引後重要な事実を理事会に報告しなければならないことが社会福祉法に定められているにも関わらず、理事長は、理事会で利益相反取引の承認を得ずに、専決で賃貸借契約を締結し賃料を受け取っており、契約締結後、理事会に賃料の変更について報告したことも議事録上確認できない。

また、令和4年11月11日理事会議事録の報告事項に、「みぎわ会と理事長家間の無償の賃貸借契約は、法人が理事長家へ依存する構図となっており、見直しが必要。仮に、無償ではなく有償で貸し出していれば1億6,800万円（28年間の累計）だった。この金額はこれまでの期間でみぎわ会に寄附したと思っている。」との記述も確認されたことから、理事会の意思決定を牽制した上で、明確な意思で自己取引を行ったものと推測できる。さらに、理事会の中で法人が理事長家へ依存することを見直すと言明する一方で、新規に理事長所有の不動産の賃貸借契約（訪問看護ステーション駐車場）を行っており、発言との矛盾がみられる。

なお、自己取引によって法人に損害が生じたときは、自己取引を行った者（本件では理事長）は、社会福祉法の規定によりその任務を怠ったものと推定され、法人に対し、生じた損害を賠償する責任を負うこととなっている。（社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号、第92条第2項、社会福祉法第45条の20第3項）

これらの自己取引によって、法人に生じた損害の検証を行い、法人が受けた損害を回復するよう早急に対応を講ずること。

3. 法人の関係者への特別の利益供与について

社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員、その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないことが社会福祉法第27条に規定されているにも関わらず、根拠なく、以下の支出をしていることが認められた。

- ①理事長の自宅（法人と賃貸借契約なし）に応接室を設け、その備品としてソファを法人資金で購入していることが認められた。（356,000円 令和4年6月15日稟議書にて確認）
- ②駐車場整備工事（訪問看護ステーション）について、理事長所有の不動産を駐車場に整備するにあたり、資金を法人から支出しており（総額5,821,200円 令和4年5月13日稟議書、総勘定元帳にて確認）その内に理事長宅の庭の木々の伐採（165,000円 令和4年5月2日稟議書にて確認）や、理事長宅一部解体・補修整備工事（607,200円 令和4年12月15日稟議書にて確認）を法人資金から支出していることが認められた。また、この工事後に、法人と理事長との間で賃貸借契約（150,000円/月（30年間））を結び、賃料を得ていたことも認められた。
- ③理事2名に対し、理事会に諮ることなく法令に定めのない役職（顧問）として報酬を支出していることが認められた。

- ・理事①（契約日 令和5年4月1日 報酬200,000円/月）
業務内容 理事長補佐、本部統括、法人外への対外的交渉・相談業務、職員研修、職員の健康管理・メンタルケア、その他付帯業務
- ・理事②（契約日 令和5年4月1日 報酬200,000円/月）
業務内容 職員のメンタルケア、相談業務、利用者の相談及びメンタルケア、健康管理、施設長の補佐、営業業務、全体把握、その他付帯業務

理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画する立場にあり、理事長及び他の理事の職務の執行を監督する役割を担っている（社会福祉法第45条の16第1項及び同法第45条の13第2項第2号）。これらの点から考えると、法人を代表する理事長との関係で、明確な役割分担ができるようにする必要があるため、法令に定めのない役職を置く場合は、役職設置の目的（必要性、理由等）、職務内容や権限、報酬の有無及び額、就任予定者等について、理事会で十分に議論した上で、定款に定めることが望ましい。

今後、速やかに定款や各規程等に基づく適正な取扱いを行うこと。

4. 議事録への必要事項の記載について

理事会議事録において議案として記載があるものについて、決議に関する各理事の賛否が議事録上確認できないものや、添付資料等が無く詳細が読み取れないものが認められた。その為、複数の理事から聞き取りを行ったところ、実際に決議が行われていないものや、詳細な説明が行われていないものがあるとの証言を得ることができた。

理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要がある。また、理事会の決議に参加した理事が、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（社会福祉法第45条の14第8項）ことから、決議に関する各理事の賛否については、特に正確に記載される必要がある。

今後、理事会の開催に当たっては、議案について各理事が賛否を判断できるよう、適切な説明を行い、議事録には、決議に関する各理事の賛否の記載及び議案に関する資料の添付を行うよう改善を行うこと。また、現理事長就任（令和3年6月17日）以降の議事録において、決議に関する各理事の賛否が確認できないものについては、再度賛否を確認する等、現理事会体制での決議事項の整理を行うこと。

5. 収益事業の運営について

社会福祉事業の口座から収益事業であるみぎわSHOPの口座にお金が移動していることを認められた。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、収益事業を行うことができるものであるが、公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないとされている。（社会福祉法第26条第1項）その為、公益事業または収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業

に関する会計から区分し、特別の会計として経理する必要がある。（社会福祉法第26条第2項）
早急に改善策を講じ、収益事業会計の適正化を図ること。

6. 基本財産の管理運用について

貴法人は、令和4年6月17日に法人の主たる事務所を移転しているが、基本財産として所有している不動産の登記簿の権利部（甲区）欄において、法人の主たる事務所の住所が移転前のままとなっている。基本財産は社会福祉法人の存立の基礎となるものであり、厳格な管理を行う必要があることから、速やかに登記の確認及び修正を行うこと。

7. 国又は地方公共団体以外から社会福祉事業の用に供する不動産を借用している場合について

前々回、前回の指導監査に引き続き、貴法人では社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用しているが、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていないものが認められた。

上記事項については、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない（社会福祉法第25条）。そのため、原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要すると「社会福祉法人の認可について【局長通知】」別紙1「社会福祉法人審査基準」第2の1の（1）に規定されている。

今後、当該不動産については、所有者と協議を行い、購入し法人所有とするか、賃借する場合は地上権又は賃借権の登記を行うこと。

8. 法人運営全般について

今回の監査の中で、上記の事が認められたが、これらの多くは、前回の監査（令和2年11月17日実施）では確認されなかったものである。

このことについて、理事長に聞き取りを行ったところ、

- ①理事長は社会福祉法人制度及び、法人の内部規程を理解していないこと。
- ②その補佐の為、自身の理事長就任にあたり、評議員・理事・監事を刷新し、専門職の方を選任したこと。
- ③業務に当たっては、理事会には諮っていないものもあるが、全て評議員・理事・監事のうちの誰かに相談して業務を行っていたこと。
- ④その際に社会福祉法人制度及び、法人の内部規程を踏まえた助言をもらえなかったこと。
等の証言を得た。

この聞き取りと監査で認められた事実から、今回の指摘事項の多くは、理事長が理事長という職にありながら、社会福祉法人制度及び、法人の内部規程を理解していないことや、理事長が中心となり、評議員・理事・監事を選任した結果、組織の牽制機能が失われ、社会福祉法人制度を理解した役員が不存となることが大きな原因と考えられる。

社会福祉法人制度改革は、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するために行われた。

以前は、理事会による理事や理事長に対する牽制機能が制度化されていなかったが、平成29年4月の改正社会福祉法によって、理事会の位置付けや理事の義務と責任が法定され、理事会には、社会福祉法人の業務執行の決定だけでなく、理事の職務執行の監督や理事長の選定・解職（社会福祉法第45条13第2項）という職務が課せられている。

理事会の構成については、法令での定めはないが、理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者でなければならない（社会福祉法人審査基準第3の3の（1））とされており、法人運営について自らの専門性や知見を活かして助言を行う、法人と理事長との利益相反を監督する、地域住民や利用者など外部の意見を適切に理事会に反映する、利用者や地域住民などに対して説明責任を果たす等の役割が求められている。

社会福祉法人の使命は、社会や地域への貢献であり、そのために自らの経営の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことが重要であり、法人の判断基準は、単なる法令遵守だけではない。法令には明確な基準として定められていないことであっても、社会福祉法人の使命や社会倫理に従って判断し、法人運営を行うことが必要である。

今後、法人が事務の適正な執行を確保するため、次により、内部統制体制の整備・構築を図るよう勧告する。

- ① 社会福祉法人制度等の理解を深めるため、有効な取組を検討すること。
- ② 法令等を踏まえ法人の内部規程を整理すること。また、法令等が改正された際、適時に対応するための仕組みづくりを行うこと。併せて、役職員に改正内容等を周知すること。
- ③ 「会計監査及び専門家による支援等について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）別添1の内容を参考として、財務会計に関する内部統制の向上に関する外部専門家の支援を受けることを検討すること。
- ④ 会計に関するマニュアルやチェックシートの整備など、経理規程に基づく適正な運用の遵守・徹底のために有効な手法を検討すること。
- ⑤ 会計事務に携わる職員に対し、必要な研修を継続的に実施すること。
- ⑥ 公益通報者保護を定めた規程を整備し、全職員に同規程の運用について周知すること。また、実効性のある取組となるよう必要な検討を行うこと。